

【米国】USPTO、PTAB 審判実務ガイドを更新

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年12月12日に特許審判部（PTAB）における審判実務ガイド（Trial Practice Guide）の更新を公表しました。

今般の更新は、口頭審理の前に事前協議（pre-hearing conference）の実施を義務化するもので、主な内容は以下のとおりです。

- ・当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）の口頭審理の15日前までに事前協議を実施する。
- ・事前協議では、口頭審理において当事者が重点的に扱うべき論点（例えば、クレーム解釈、先行技術の組み合わせ、非自明性の客観的指標など）について、PTABのパネルがガイダンスを提供する。また、当事者が口頭審理で扱いたい問題を提示することもできる。
- ・事前協議の対象となる案件は、2025年10月17日から開始された新しい運用に基づき審理開始決定がなされた申請であるが、他の案件であっても、当事者の要請に基づき事前協議を実施することが可能である。

尚、USPTOは、事前協議の有用性を評価するにあたり、関係者からのフィードバックを広く募るとしています。

詳細につきましては、USPTOの下記URLをご参照ください。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3ff7624>

更新版の審判実務ガイドの全文はUSPTOの下記URLから入手できます。

<https://www.uspto.gov/patents/ptab/trial-practice-guide>